

生駒市水道事業管理規程第1号

生駒市企業職員就業規程の一部を改正する規程を次のように公表する。

令和3年3月30日

生駒市水道事業管理者 古川文男

生駒市企業職員就業規程の一部を改正する規程

生駒市企業職員就業規程（昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

別表第2の5の項中「結婚する」を「結婚又はこれに準ずるものとして管理者が認めるもの（以下この項において「結婚等」という。）をする」に、「結婚に」を「結婚等に」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。